

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	林 田 宗 江	熊本市御幸木部二丁目6番33号

**熊本県公告第129号**

山鹿市山鹿市土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があった。

平成17年2月18日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	河 村 修	山鹿市中720番地の4

**登載依頼****熊本県教育委員会訓令第3号**

本庁各課  
各地方機関

熊本県菊池市、菊池郡七城町、同郡旭志村及び同郡泗水町の公立学校に勤務する県費負担教職員の市町村の廃置分合に係る訓令を次のように定める。

平成17年2月18日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

熊本県菊池市、菊池郡七城町、同郡旭志村及び同郡泗水町の公立学校に勤務する県費負担教職員の市町村の廃置分合に係る訓令  
平成17年1月26日付け総務省告示第130号に基づき、熊本県菊池市、菊池郡七城町、同郡旭志村及び同郡泗水町を廃し、その区域をもって菊池市を設置する処分の効力が生じる際、現に菊池市、七城町、旭志村、泗水町にある公立学校に勤務する県費負担教職員は、別に辞令の発せられない限り、市町村の廃置分合の処分の効力が生ずる日をもって現にある職並びに現に受ける級及び号給をもって、熊本県菊池市公立学校教職員に任命され、現に勤務する学校に勤務を命ぜられたものとする。

附 則

この訓令は、平成17年3月22日から施行する。

**熊本県松くい虫被害対策推進連絡協議会公告第1号**

熊本県松くい虫被害対策推進連絡協議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

平成17年2月14日

熊本県松くい虫被害対策推進連絡協議会

会長 松 村 昭

- 1 開催日時  
平成17年2月28日（月）  
午後1時30分から午後3時まで
- 2 開催場所  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁本館10階 林務水産部会議室
- 3 議題
  - 1 平成16年度松くい虫被害対策の実施計画について
  - 2 平成17年度松くい虫被害対策の実施計画（案）について
  - 3 その他
- 4 傍聴者の定員  
10名
- 5 傍聴手続き
  - 1 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻の5分前までに、当該会議の会場において、協議会の会長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
  - 2 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県松くい虫被害対策推進連絡協議会事務局（熊本県林務水産部森林整備課）  
（096-383-1111 内線5619）

**熊本県公安委員会規則第4号**

風俗営業等法令事務取扱規則及び警備業法令事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年2月18日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

風俗営業等法令事務取扱規則及び警備業法令事務取扱規則の一部を改正する規則  
(風俗営業等法令事務取扱規則の一部改正)

第1条 風俗営業等法令事務取扱規則(平成13年熊本県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(医師の指定)

第8条 法第41条の2の規定による医師の指定は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第18条第1項の規定により精神保健指定医に指定された医師のうちから行うものとする。

2 公安委員会は、前項の医師を指定したときは、次に掲げる事項を公示するものとする。

- (1) 医師の氏名
- (2) 診断を行う医療機関の名称及び所在地
- (3) 指定年月日

(警備業法令事務取扱規則の一部改正)

第2条 警備業法令事務取扱規則(平成13年熊本県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第9条の次に次の1条を加える。

(医師の指定)

第10条 法第16条の2の規定による医師の指定は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第18条第1項の規定により精神保健指定医に指定された医師のうちから行うものとする。

2 公安委員会は、前項の医師を指定したときは、次に掲げる事項を公示するものとする。

- (1) 医師の氏名
- (2) 診断を行う医療機関の名称及び所在地
- (3) 指定年月日

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**熊本県公安委員会告示第9号**

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第41条の2及び警備業法(昭和47年法律第117号)第16条の2に規定する医師を次のように指定したので、風俗営業等法令事務取扱規則(平成13年熊本県公安委員会規則第1号)第8条第2項及び警備業法令事務取扱規則(平成13年熊本県公安委員会規則第4号)第10条第2項の規定により告示する。

平成17年2月18日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

医師の氏名	診断を行う医療機関の名称及び所在地	指 定 年 月 日
古賀 靖人	医療法人健生会明生病院 熊本市大窪二丁目6番20号	平成17年2月18日
藤本 敏雄	医療法人社団平成会坂本病院 八代市大村町720番地の1	平成17年2月18日

